次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始を公告する。

平成28年4月14日

東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直

- 1 プロポーザルに付する事項
  - (1) 業務名 広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務
  - (2) 業務箇所 東総地区広域市町村圏事務組合関係市(銚子市、旭市、匝瑳市)区域内
  - (3) 業務内容 ・事業条件、事業者募集・選定方法等の検討
    - ・実施方針及び要求水準書(案)の作成及び公表に係る支援
    - ・特定事業の選定及び公表に係る支援
    - ・ 予定価格設定に係る支援
    - 事業者募集書類の作成
    - ・事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
    - ・事業契約締結に係る支援
    - 事業者選定委員会の運営支援

※詳細は広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務仕様書のとおり

- (4) 業務履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月23日まで
- (5) 委託費上限 34,624,800円(消費税込み)
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 契約書の作成 要
- (8) 入札保証金 免除
- (9) 契約保証金 要
- (10) 支払条件 部分払いあり

## 2 参加資格

参加申請者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。

(1) 銚子市、旭市及び匝瑳市(以下「関係市」という。)すべての平成28・29年度入札参加資格者名簿のうち測量・コンサルタント名簿に登載されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置に関する規程に基づく指名停止措置又は建設工事等暴力団対策措置に関する規程若しくは東総地区広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成28年東

総地区広域市町村圏事務組合告示第3号)に基づく指名除外措置を、当該プロポーザルの公告日から受託候補者特定までの間、受けていないこと。

- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録(廃棄物部門及び建設環境部門)を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は 当該プロポーザルの公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法 に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法 に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行でき、かつ、別途東総地区広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)が設定する委託費上限以下の金額で業務が遂行できる者であること。
- (5) 関係市の市税に滞納がないこと。(法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。)
- (6) 公告日現在において、関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)に本支店又は営業所があること。
- (7) 公告日から過去10年間に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物(ごみ) 焼却施設(溶融を含む)を対象としたPFI又はDBO事業による事業者選定アドバイザリー業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と、同種業務を照査技術士以外として完了した実績を有するとともに、技術士(総合技術管理部門-衛生工学及び衛生工学部門(廃棄物関係))、技術士(衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野)の内、いずれかの資格を有する管理技術者、主任担当技術者をそれぞれ配置できること。(本業務の公告日現在3か月以上の雇用関係にある者に限る)

なお、管理技術者、主任担当技術者は、同一人物が兼ねることはできない ものとする。

#### 3 審査方法

- (1) 受託候補者特定に係る審査は、組合が別に定める委員により組織された「東総地区広域市町村圏事務組合ごみ処理広域化推進事業に係る業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が、評価基準に基づき実施する。
- (2) 審査は2段階方式とし、第1次審査では参加申出書の書類審査により技術

提案書の提出者を5者以下に選定する。第2次審査は技術提案書やヒアリング等を審査し、受託候補者の特定を行う。ただし、参加申出書の提出が5者以下の場合、第1次審査は行わない。

(3) 審査により評価項目の評価点数を合計した最上位の者を受託候補者として 1者、次点の者を1者特定する。

#### 4 選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは下記のとおりとするが、状況に応じて日程が前後する場合がある。

① 公告 平成28年4月14日(木)

② 参加申出に係る質問受付開始 平成28年4月14日 (木)

③ 参加申出に係る質問提出期限 平成28年4月18日(月)正午まで

④ 質問に対する回答 平成28年4月20日(水)午後5時まで

⑤ 参加申出書類提出期限 平成28年4月25日(月)午後5時必着

⑥ 第1次審査 平成28年4月28日(木)

(7) 第1次審査結果通知及び技術提案書提出者決定通知

平成28年5月2日(月)

※参加申出者が5者以下であった場合は、第1次審査を実施しない。

- ⑧ 技術提案書等に係る質問提出期限 平成28年5月16日(月)正午まで
- ⑨ 技術提案書等に係る質問に対する回答

平成28年5月20日(金)午後5時まで

⑩ 技術提案書類提出期限 平成28年5月27日(金)午後5時必着

⑪ 第2次審査及びヒアリング 平成28年6月 1日(水)

迎 第2次審査結果通知 平成28年6月 2日(木)

## 5 設計図書等の貸出

設計図書等については、申し出があれば貸出する。

(1) 貸出方法 組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者にのみ、施設整備課において印刷物を配付するものとする。

なお、印刷物の貸出を申請する場合は、施設整備課に電話で貸出日を予約し、実施要領等貸出申請書(第8号様式)を持参の上、貸出を受けるものとする。

- (2) 貸出期間 平成28年4月14日 (木) から平成28年6月2日 (木) 正午まで ※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 施設整備課

# 千葉県銚子市若宮町1番地の1 (銚子市役所4階) TEL 0479-24-8101

## 6 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案等は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合。
- (4) 提案者が他人の提案を代理した場合。
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤脱または識別しがたい見積をした場合。
- (7) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (8) その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合や、求められる義務を履行しなかった場合。

#### 7 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 様式等詳細は広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び広域ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザリー業務仕様書を参照すること。